

静岡県教育委員会

議事録

平成 29 年度 第 17 回定例
12 月 5 日 (火)

静岡県教育委員会教育長 木苗直秀は、

平成 29 年 12 月 5 日に教育委員会第 17 回定例会を招集した。

- | | | | | |
|---|----------|--|----|-----------|
| 1 | 開催日時 | 平成 29 年 12 月 5 日（火） | 開会 | 13 時 30 分 |
| | | | 閉会 | 14 時 25 分 |
| 2 | 会 場 | 教育委員会議室 | | |
| 3 | 出席者 | 教 育 長 木 苗 直 秀
委 員 興 直 孝
委 員 渡 邊 靖 乃
委 員 藤 井 明 | | |
| | 事務局（説明員） | 鈴 木 一 吉 教育次長
松 井 和 子 教育監
水 元 敏 夫 理事（人材育成担当）
渋谷 浩 史 理事兼教育総務課長
福 永 秀 樹 理事兼健康体育課長
赤 堀 健 之 教育政策課長
木 野 雅 弘 財務課長
南 谷 高 久 福利課長
宮 崎 文 秀 義務教育課長
小野田 裕 之 高校教育課長
山 崎 勝 之 特別支援教育課長
山 本 知 成 社会教育課長
赤 石 達 彦 文化財保護課長
石 川 誠 静岡教育事務所長
山 田 泰 巳 静岡西教育事務所長
河原崎 全 中央図書館長
塩 崎 克 幸 総合教育センター所長
若 月 伸 隆 教育総務課事務統括監 | | |

4 その他

- (1) 第 29、30 号議案は、原案どおり可決された。
- (2) 報告事項 1 は了承された。

【開 会】

教 育 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。
今回の議事録の署名は、私のほか、渡邊委員にお願いする。

【非公開の決議】

教 育 長： 議案の審議に入る前に、本定例会の議案の取扱いについて諮る。
第 29 号議案は議会提出前の案件であるため、30 号議案は人事案件であるため、非公開としたいと思うが、異議はないか。

全 委 員： 異議なし。

教 育 長： それでは、第 29、30 号議案は非公開とする。今回は公開案件から審議を開始する。

報告事項 1 静岡県指定文化財の指定及び指定解除

教 育 長： 報告事項 1 「静岡県指定文化財の指定及び指定解除」について、赤石文化財保護課長より説明願う。

文化財保護課長： <報告事項についての説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

興 委 員： 「富士石遺跡出土石製装飾品」の指定について、担当分野が史跡・考古資料の篠原委員の御意見があったという説明であった。他にも史跡・考古資料の分野の委員が 2 名いるがなぜ篠原委員に意見を求めたのか。

文化財保護課長： 事前調査をひとりの委員にお願いしており、審議会では全ての委員に御意見を伺うようにしている。

興 委 員： 調査を実施したのは篠原委員ということか。

文化財保護課長： そうである。

興 委 員： 他の 2 人の委員である藤澤委員と滝沢委員はこの分野の専門家ではあるが審議会で見解をもらうという体制なのか。

文化財保護課長： そうである。

興 委 員： 調査はひとりの委員に依頼するのが通例なのか。

文化財保護課長： そうである。

興 委 員： 「太刀 無名（伝元重）」が県外移転で指定解除ということについて、県が指定する条件として県内に所有されていることが条件となると思うが、売却するなどその条件が適わない諸事情がある。そういった場合は事前連絡を求めるなどの条件は設定しているのか。

文化財保護課長： 所有者変更届や所在地変更届を提出するようお願いしている。

興 委 員： 県として手段は無く、所有者の意向に任せるしかないということか。

文化財保護課長： そうである。

興 委 員： どの程度の価値があるのか分からないが、品目によっては静岡県として文化財を確保しておきたいという物もあろうかと思うがどうか。そうであれば、特別な措置を講ずる手段があるのか。

文化財保護課長： 特別な措置の手段はない。国の場合は国外への流出禁止という文化財保護法に基づいた規程があるが、国内に関しては特段の定めはない。

興 委 員： 国外への輸出は禁止されているのか。

文化財保護課長： そうである。

興 委 員： なぜ輸出が禁止されるのか。

文化財保護課長： 国の宝という観点から国外への流出を制限している。

興 委 員： 所有はあくまでも個人である。個人の所有物をそのように制限する法規制があるのか。

文化財保護課長： 文化財保護法になる。

- 興 委 員： 憲法等に照らして、国が法律で個人の所有物にそこまで規定できるのか。本人が何らかの理由で売却したいとして競売にかけることも禁止されているのか。
- 文化財保護課長： 売却の意思がある場合、まずは国に購入してほしいという申し出をすることになっている。
- 興 委 員： 国が購入しない場合はどうなるのか。
- 文化財保護課長： そこまでは分からない。
- 興 委 員： 国が法律でそこまで制約するのは憲法違反ではないかと思うので、そこまで確認してほしい。
- 教 育 長： 興委員が質問したことに関連してこれまでにそうった前例はあるのか。
- 文化財保護課長： その点も確認する。
- 藤 井 委 員： 指定解除について、今回の県外移転というケースは国外への移転ということもあるのか。
- 文化財保護課長： そういった場合もある。
- 藤 井 委 員： それを止める手段は現段階では無いということか。
- 文化財保護課長： そうである。
- 藤 井 委 員： 「坂ノ上薬師堂諸像」の16体について、今後、誰が管理するのか。
- 文化財保護課長： 所有者である坂ノ上町内会が管理する。
- 藤 井 委 員： 今までと変わりなく指定後も所有者が管理するということか。
- 文化財保護課長： そうである。
- 藤 井 委 員： 管理を県から委託するという事ではないのか。
- 文化財保護課長： そういったことはしない。
- 藤 井 委 員： 盗難や破損のリスクは伴うと思う。そういったことも含めて町内会に任せてよいのか。
- 文化財保護課長： 不安なことがある場合は県に相談することになっている。例えば建物が壊れて修理するとなった場合、当然お金がかかってくる。そういった場合は県で支援をする。管理についてもノウハウを県からアドバイスをする。
- 藤 井 委 員： この場合、所有は誰になるのか。
- 文化財保護課長： 坂ノ上町内会となる。
- 藤 井 委 員： 法律的に登記されているわけでないということか。
- 文化財保護課長： そうである。
- 渡 邊 委 員： 他県では知らぬ間に貴重な仏像が盗難にあったという報道がある。このように県から指定されたことによって、そういったことにならないように管理をする方々には今まで以上に大切に扱うように声掛けをお願いします。
- 興 委 員： 県指定するに当って本人の同意は必要かと思うがどうか。
- 文化財保護課長： 当然、本人の同意は得ている。
- 興 委 員： そうであれば同意をしている範囲内では県として関ることができであろうが、それ以外の部分は所有者の裁量権の範囲内と理解してよいのか。

文化財保護課長： そうである。

興 委 員： その範囲を超えて県が関わるのであれば、その部分を県が負担する制度設計となっていなければ、指定をされたことが個人にとってはかえってマイナスとなってしまう。そういった条例となっていると思うがそう理解して良いのか。

文化財保護課長： 所有者の同意が必要であると定めている。

興 委 員： 例えば県が買い取るとかそういった規定はないのか。

文化財保護課長： そういった制度は無い。維持管理の際、費用が掛かる場合は県が支援できる制度となっている。

教 育 長： 他に意見は無いか。

全 委 員： (特になし)

教 育 長： 報告事項1を了承する。

興委員 退任挨拶

教 育 長： ここで12月20日の任期をもって退任される興委員より御挨拶をいただく。

興 委 員： 本日が退任前の最後の定例会ということで退任の辞を申し上げます。その退任の辞は、席上、配布するようにお願いしておりますので、ご覧になって下さい。

平成24年春、川勝知事から静岡県教育のビジョン、具体的方策は打ち出されているが、それらを担う教育行政の取組を、中でも教育委員会が本来の機能を発揮しているのか等を検証し、我が国で最も優れた行政体制の構築を図りたく、検討を行うので、参画をとお声をかけて頂いたのであります。

平成25年3月、その教育行政のあり方検討会の座長として我が国の有数な教育行政活動を実践されている等の方々9名の1年間に及ぶ審議の結果、委員の意見を集約した「意見書」を知事に提出することが出来ました。更に、県と教育委員会に、その直後設置された教育委員会事務局の組織改革問題の作業部会の顧問として、関わることができ、加えて、平成25年12月、県議会の議決を得て、教育委員会委員を任命され、今日のこの場を迎えております。

教育委員としては、定例会、移動教育委員会などの活動機会はもとより、可能な限り、教育現場に足を運び、更には、喫緊の教育問題について、関係されるの方々、事務局の方々などと真剣な議論の場を設けて参りました。経験してきた一端は次のようなものであります。県内の静岡と浜松の教育委員会定例会・臨時会や湖西市の総合教育会議の場を視察させて頂き、市長を交え懇談の機会も頂きました。県内の教育、或は社会教育施設を訪問し、経営上の問題を摘出し、機会を捉え改善策が講じられるよう議論を行って来ました。更に、学力学習状況調査問題、インクルーシブ教育を軸とする特別支援教育問題、主権者

教育問題、子どもの権利条約問題等については、担当部局や総合教育センターの方々と現状を踏まえ改善の方策について、議論を進めるとともに、センターでの教育研究の場を視察させて頂きました。この他、高文連の高文祭等の活動についても、県内の理科研究発表会、定時制通信制生活体験発表会、新聞コンクール、演劇研究大会、ビブリオバトル等を終日参加させて頂き、更には、全国大会をも拝見し、生徒諸君のこれらの課題について熱心な取組を目の当りにすることができました。静岡県と全国との差がどこにあるのか、どのような教育が必要なのか、私の中では整理されております。

平成27年4月、総合教育会議を新たに設置すること等を柱とする地方教育行政の組織及び運営に関する改正法律が施行されました。この法律の国会審議の際、平成26年6月、参議院の文教科学委員会の地方公聴会に公聴人として招聘され、意見を申し上げる機会が得られました。私は、総合教育会議については、合議制の教育委員会が首長と同じ構成員として協議する場が設けられ、審議の結果については、その後の教育委員会定例会等での審議によって事務の調整が図られるのであり、そうした形で、首長と教育委員会との連携協力を定期的な場の法的保障を図れるものであり、積極的に評価すべきことを申し上げました。併せて、現行法においても、顕在化している諸課題を改善して、期待される教育行政の成果を上げていくことは不可能ではないと考えているのでありますが、現行法のもとで、山積する諸課題を改善する方策等を教育委員会の中でこれまで以上に真剣に審議されてくるようになれば、改正法案のもとであっては、自ずと素晴らしい教育取組が見られるものと期待していることを申し上げたのであります。平たく申し上げますと、現行法を改正するまでの必要はなく、教育委員会としての努力が十分とは言えないことに問題があるかと疑義を申し上げたのであります。要するに問題は制度にあるのではなく、教育委員の質の問題、教育委員会の審議のやり方、教育委員会の取組が脆弱であるということを再三申し上げました。現行法のもとにあって、一層の改善を図るべきことは、教育委員会は審議機関ではなく、合議制の執行機関であることを肝に銘じ、非常勤職の教育委員として内諾を求められる方々にあっては、万難を排して所掌を果たす思いを持てるかどうか、事務局組織については、専門家集団としての組織に変貌することが必要であること、教育委員会による教育取組の全貌が掌握できるような点検評価を含めた活動実態を適時的確に説明することが必要であろうと考えていること、そして県の監査委員の意見などに対しては、真摯に対応することが社会の信頼性を得ることにつながるものと考えていること等を申し上げたのであります。これらは、「教育行政のあり方検討会」の意見書と軌を一にするものであります。

教育委員としての4年間の活動を概観して見ますと、教育行政の改革に向けての動きは徐々にみられるようになってきていると、期待を

込めて申し上げたいと思います。然しながら、「教育行政のあり方検討会」の意見書や公聴会で申し上げた意見に立って見ますと、今なお改善の歩みが見られなかったのではないかと、偽らざるところ、自責の念に駆られております。

教育委員会は法律改正後であっても、非常勤の教育委員と一人の常勤の教育長の合議制の行政機関であることを踏まえた行政取組が不可欠なのであります。旧法で教育長に求められていた教育委員会審議への助言機能は法定化されず、結果として事務局の果たすべきこととなりました。然しながら、全ての教育委員が教育事案に対して真摯に向きあっていくことが求められるようになってしまっております。これを補完していくためには、充実した教育行政体制の構築に、教育委員会として真剣に取組むことが必要なのであります。

今月1日、大阪府立淀川工科高等学校吹奏楽団指揮者として30年に亘り全日本吹奏楽コンクールで、金賞を受賞してきた丸谷明夫名誉教諭の講演がありました。松平正守氏、元呉服小校長であり、前大阪府吹奏楽連盟理事長であった方ですが、「こどもに音楽の機関車を」という大阪府池田市立呉服小学校吹奏楽団30年の歩みを著した著書を題材に取上げられ、熱気あふれる声で、貴重なメッセージを下さいました。「組織に入られては、一人一人が推進のための機関車をもって、当たって頂きたい」、併せて、「思いを共有することが重要で、それぞれの取組には自由度を高めていくことが必要である」ということが先生の一番のメッセージでありました。先生と数回、電話でコミュニケーションをとって、この点こそが申し上げたかったことであって、吹奏楽はそのための導入のひとつに過ぎないということであったかと思えます。これこそが、山積する問題に臨む、静岡県教育委員会と事務局が共有して、委員会の執行機関としての職務を全うする取組みに通じるものであらうと考えご紹介致しました。

「静岡県教育行政のあり方検討会意見書」は、私の教育行政に臨んだ指針であり、そのままお読み頂きたく、意見書の「おわりに」を参考資料として添付いたします。皆さんがどれだけ報告書を読んでいるのかわかりませんが、「おわりに」に山積する課題の原点が触れられています。

以下の点は、配布資料には、認めてはおりません。知事から付託されて委員を4年間務めたが、あり方検討会意見書で記載されている内容に対する道筋が得られたとは思っておりません。新しい地教行法が出来てもかえって前より悪くなった可能性があると思っております。今日はその内容まで認めるには申し訳ないと思ったので口頭で補足させていただきたいと思いますが、今後、教育委員会会議の運営改善を期待する者として、教育委員会定例会の開催を定例日に開催するとなったことはありがたいこととあります。教育委員会の定足数は教育長、委員を含めた全員で決まっているものであって、教育長の出席を必要

とするものでないことを私達は共有して、教育委員会が健全な執行が出来るように努めていただきたいのであります。それと非公開事案を極力、限定していただきたいことです。特に検討中の事案を含む公開事案を非公開審議とすることはもつてのほかであると再三申し上げてきているところでありました、が、叶いませんでした。要するに審議過程を公開にすることが県民に対して知らしめる一番の効果だと思えますのに、それを果せなかったのです。この点に関して人事案件はともかく、それ以外は何を非公開にすべきなのか、真剣に考えていただきたいのです。議事録に署名人を置く必要もなく、むしろ各委員が自分の責任で見て、議事録を承認する儀式が教育委員会に必要だと思って主張してきました。このほか、一番重要なのは点検評価の充実を期すことであろうと思います。点検評価は教育委員会に委ねられた一番の教育委員会としての責任でございます。ご存知のとおり、教育委員会は教育長にある事項を委任したり、あるいは専決事項として許容されております。しかし、具体的にどこまでどうなっているのか、見えないようになっている。基本的に執行機関は教育委員会自身であるので、それを点検評価して分かり易い形にして議会に報告する責任が県教育委員会にございます。私が最初に在り方検討委員会で点検評価を確認した時、全く不十分な形で点検評価が行われていたのが、顕在化し、少しずつ改善が図られ、今日のような形になっておりますが、私はまだ道半ばだと思います。是非真剣に外部の方の意見に真正面から取り組んでいただき、もしその意見を言う方が不適切であれば、適切な人に依頼すればよいのであって、そういった方々と直接コミュニケーションをとることが重要であります。その点は意見として再三申し上げます。さらに事務局に申し上げたいのは、教育委員は非常勤であるが、執行責任は教育委員会にあるので、私達に適切な情報をあげて説明することが重要であって、教育委員会は元々、教育長にその助言機能があったのですが、現在は、改正後の地教行法では、その機能は法定化されておられません。よって、十分な情報に接しない教育委員が軸となって教育行政を進めていくには「片手落ち」であろうと思います。是非この点を取り上げて、教育次長以下において、こういった情報を教育委員会に付議したらよいのか、遺漏なくやっていただきたい。その他多々ありますが、私は国の方で科学技術行政、宇宙行政、原子力行政などをやって参りました。それらの組織の多くは原子力委員会、総合科学技術会議、原子力安全委員会など、合議制の機関であります。そういったところで長く事務局長、担当課長をして過ごしてきた者でありますので、そうした視点からの主張をして来たのでありますが、改善策を目の当りにできるまでには、至りませんでした。これからは、事務局にあっても、教育委員の方々にあっても、事務局が果たすべき職掌は何であるのかということをお考えいただいて、静岡県教育委員会が素晴らしい活動組織になることに一層励んでいた

だくことを期待します。よろしく申し上げます。

教 育 長： 興委員には4年間の実績、経験の中で我々教育委員会に対してお気づきの点を多くいただきました。私も委員の方々とともに、事務局と一緒にあって興委員の言われた事項については十分理解し、やっていくことが報いることだと思っている。本当に4年間ありがとうございました。

(会議の非公開)

教 育 長： 会議を非公開とする。傍聴人は退席願う。

＜非＞第29号議案 平成29年12月県議会定例会に提出する議案

教 育 長： 第29号議案「平成29年12月県議会定例会に提出する議案」について、木野財務課長より説明願う。

財 務 課 長： <議案についての説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

藤 井 委 員： 人事委員会勧告に基づいて給与改正を行うということだが、全て勧告通りに改正した結果がここに示されているということか。

財 務 課 長： そうである。完全実施となる。

藤 井 委 員： 勧告にあってここで取り上げていないことはないということか。

財 務 課 長： そうである。

興 委 員： ここで言う人事委員会勧告とは静岡県の人事委員会ということか。

財 務 課 長： そうである。

興 委 員： 静岡県人事委員会は国の人事委員会の勧告を準拠していると考えてよいのか。ギャップがあるのか。

総務事務統括監： 県内民間企業の給与水準と国家公務員の給与水準を比較すると違いが生じる。

興 委 員： ラスパイレス指数など、比較方法があろうかと思うが、どの程度のギャップが生じるのか。

総務事務統括監： 純粋に国家公務員と都道府県公務員の給与比較ができるものではないが、静岡県のラスパイレス指数は全国でベスト3に入っている。よって高い給料水準と言える。

興 委 員： 高い給与水準なのか。

総務事務統括監： 給与でなく給料水準である。給料だけでは給与水準は計れない。例えば地域手当や扶養手当、住居手当などの諸手当を合わせて民間企業と給与比較して準拠している。

興 委 員： 地域手当とは具体的にどういった手当となるのか。

総務事務統括監： 地域手当は民間の水準に応じて、市町村単位で水準が定められている。かつては日本全国で国家公務員と民間企業を準拠させていくという考え方であったが、10年程度前から「地域民間」に準拠させていくという考え方となってきた。例えば東京都のような大都市と、本当に田舎の地方都市では民間の給与水準は違ってくる。それを合わせていくた

めの調整弁の手当となる。

興 委 員： 仔細に入ってもしょうがないので、教育総務課で作成した3ページの資料に加えてあった方がよいと思ったのは、静岡県人事委員会勧告を添付してほしい。その勧告には国の人事委員会勧告を受けて静岡県はどうか、総括的なメッセージが記載されていると思う。それがないと人事委員会勧告に基づくといっても何がどう基づいているのか分からない。そういった資料を事務局で用意してあると教育委員会がどう全貌を捉えて判断したのかが見えてくる。先ほど申し上げた教育委員会における分かり易さとか専門性が欠けていて、単純に人事委員会勧告に基づいてやっているということで流してしまっただけでは困るので、そういった配慮をしてくれるとありがたい。教育委員会なので、国立の教育機関、特に中等教育機関における教員の手当の問題と、県の教員との違いを説明してくれるとありがたい。今日は致し方ないが、そういった視点でも説明してくれると皆さんが全貌を掴んだ上で承知をしたということになる。そういった配慮をお願いする。

藤 井 委 員： この改正後の体系が今の民間企業の水準と比較してどういった位置付けとなるかということも情報として分かるとうい。

総務事務統括監： 民間に準拠している。

藤 井 委 員： 民間とほぼ同等という捉え方でよいのか。

総務事務統括監： そうである。

藤 井 委 員： それはどこかに示してあるのか。

総務事務統括監： この資料には示していない。興委員からご指摘があったと通り、人事委員会勧告に基づいて条例改正を行うのであればその資料を添付すべきであった。

興 委 員： その資料があれば今の質問に対しても即答できるし、静岡県が全国でどの程度なのかということも見えてくる。

教 育 長： 他に質疑等はあるか。

全 委 員： (特になし)

教 育 長： 本案を原案どおり可決することに異議はないか。

全 委 員： (異議なし)

教 育 長： 第29号議案を原案のとおり可決する。

<非>第30号議案 静岡県文化財保護審議会委員の任命

※ 非公表

教 育 長： 以上で、本定例会の議事はすべて終了した。
これをもって、平成29年度第17回教育委員会定例会を閉会とする。